

# 食品表示へのデジタルツール活用検討 分科会について

令和 6 年 12 月

消費者庁食品表示課

# 令和5年度食品表示懇談会の取りまとめ概要

今後の食品表示が目指していく方向性について、中長期的な羅針盤となるような食品表示制度の大枠の議論を行い、以下のとおり方向性がとりまとめられた。

## (1) 諸外国との表示制度の整合性について

- ・大きな方向性としては、我が国の状況や諸外国の「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」への対応を踏まえつつ、合わせられるところについては、合わせていく。

## (2) 個別品目ごとの表示ルールについて

- ・横断的な基準に合わせる方向で見直すことを基本としつつ、食品ごとの個別の事情や制定の経緯、消費者の要望等を踏まえながら検討。
- ・表示基準がその時々の情勢に照らして妥当なものであるかどうかを定期的に確認することについて検討。

## (3) 食品表示へのデジタルツールの活用について

- ・容器包装への表示に代えて代替的な手段によって情報提供を充実させることとした場合の議論を進めていく必要。
- ・新たに管理すべき情報や、その情報の管理方法や提供手段についても議論を進める必要。
- ・情報の管理方法や情報を伝達する媒体、デジタルを活用した制度をどのように運用していくのか等技術的な課題についても議論。

## (4) 改正内容の施行時期について

- ・各改正事項の施行時期や経過措置期間の終了時期を極力合わせるなど、実施時期の予見可能性を高めるための方策も含めて議論。

## (5) 食品表示制度の消費者への周知について

- ・食品表示を正しく活用していただけるよう、制度の周知普及を実施。

## (6) 各検討事項の議論の進め方について

- ・各検討事項については、各分野の専門家からなる議論の場（令和6年度からはデジタル活用と個別品目の表示ルールの2分科会）を設け検討。

# 食品表示懇談会の今後の進め方

令和5年度食品表示懇談会第4回資料2から抜粋

- 表示の改版に伴う事業者の負担に配慮し、各改正事項について十分な経過措置期間を設けるとともに、経過措置終了時期を極力遅れる。
- これにより、食品表示の改正に関する予見可能性を高めつつ、何度も改版しなくてよいようとする。

	2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度～2029(R11)年度	各改正事項について極力経過措置終了時期を遅れる
食品表示懇談会 (国際基準との整合性等)	食品表示制度の中長期的な大枠についての議論	分科会からの提言等を議論	分科会からの提言等を議論	
分科会① デジタルツールの活用		国内でのデジタルツールの活用の大きな方向性について、コーデックスでの議論も見据えながら検討		
分科会② 個別品目毎のルール		・品目ごとに業界等からの要望を懇談会において聴取 ・具体的な改正内容の検討		

# 食品表示へのデジタルツール活用検討分科会

## 検討項目

- (1) 容器包装への表示に代えて代替的な手段によって情報提供を充実させる場合の内容について検討
- (2) 新たに管理すべき情報や、その情報の管理方法や提供手段、情報の管理方法や情報を伝達する媒体、デジタルを活用した制度をどのように運用していくのか等技術的な課題についても検討

## 運営

- (1) 分科会のロジは（株）シードプランニングに委託
- (2) 分科会は原則公開（オンライン配信）
- (3) デジタルツール検討分科会は3回程度開催

## スケジュール

- 10月1日 第1回開催
- ・コーデックス食品表示部会の動向
  - ・食品表示へのデジタルツール活用に関する消費者庁及び海外での取組
- 12月2日 第2回開催
- ・コーデックス食品表示部会の報告
  - ・事業者へのヒアリング
- 2月5日 第3回開催予定
- ・事業者へのヒアリング
  - ・来年度に向けた議論の方向性検討

## 構成員

小川 美香子	東京海洋大学 学術研究院 食品生産科学部門 准教授
加藤 孝治	日本大学大学院 総合社会情報研究科 教授（座長）
金田 建一	株式会社生活品質科学研究所 食品・HBC本部 データ管理部長
工藤 操	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
河野 浩	一般財団法人 食品産業センター 事業推進部 次長
斎藤 俊二	株式会社セブン-イレブン・ジャパン QC・物流管理本部 QC部総括マネージャー
瀬川 恵寛	国分グループ本社株式会社 品質管理部 副部長
早川 敏幸	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進室 室長

# 今後の分科会の進め方

食品表示へのデジタルツール活用検討分科会第1回資料 6 から抜粋

令和5年度食品表示懇談会取りまとめ（抜粋）

## III 今後の食品表示が目指すべき大枠の方向性

### （3）食品表示へのデジタルツールの活用について

- ① 国際的な議論に我が国としても能動的に対応していくとともに、消費者への情報開示を充実する観点から、容器包装上の表示の一部を代替する手段として、デジタルツールにより情報提供を行う場合の議論を進めていく。
- ② 表示可能面積や見やすさによる課題、現行の表示情報の利用実態を踏まえ、容器包装に表示すべき事項と、デジタルツールによる情報提供での代替を許容すべき事項について、コーデックス委員会におけるデジタルツールの活用の議論も 踏まえ検討する。また、今後、食品表示へのデジタルツールの在り方に関する検討を行うに当たって、サプライチェーン 全体を通して効率的に取り組めるよう、新たに管理すべきこととなる情報を含む、事業者が保持すべき商品情報、その情報の管理方法や提供手段についても議論を進める。
- ③ 検討に当たっては、情報の管理方法や情報伝達の媒体、デジタルツールを活用した制度をどのように運用していくのか等技術的な課題についても、議論を行う。

## 食品表示へのデジタルツール活用検討分科会の進め方（案）

- 1 まずははじめに、技術的な課題として、上記懇談会の方向性のⅢ（3）③にあるように、情報の管理方法（参考：今後検討すべき技術的論点）について議論する。
- 2 その後、Ⅲ（3）①及び②にあるように消費者への情報開示を充実する観点から、容器包装上の表示の一部を代替する手段として、デジタルツールにより情報提供を行う場合の議論を進める。

# 参考：今後検討すべき技術的論点

食品表示へのデジタルツール活用検討分科会第1回資料4から抜粋

内容	
食品表示データのフォーマット	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 食品表示データが広く利用されるためには、データの諸規格が統一されている必要がある。</li><li>➤ 公開されるデータの利用条件（ライセンス形態）も統一されることが望ましい。</li><li>➤ 将来のデータの拡張性についても考慮する必要がある。</li></ul>
食品表示データの鮮度及び正確性の担保	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ データが広く利用されるためには、データの鮮度や正確性が担保される必要がある。</li><li>➤ データを作成する上で正確性を確保するとともに、流通しているデータの正確性を確保する仕組みの導入も併せて検討する必要がある。</li></ul>
食品表示データの流通方法	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ データの流通方法は、何らかの主体がデータを収集しそれをまとめて再配布する方法（集約方式）、食品製造事業者等が個別にデータを公開する方法（分散方式）の大きく2つの方式があるが、それぞれのメリット・デメリットを踏まえてデータ流通の在り方を検討する必要がある。</li></ul>
食品表示データのオープン化に向けた仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 我が国には多数の中小・零細を含む食品加工事業者が存在すること等を踏まえて、食品表示データ流通の実現性と実効性（有用性）のバランスを考慮しながら、効率的に食品表示データの公開・流通を進めるための仕組みを設計する必要である。</li></ul>
加工食品を一意に識別する方法	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ JANコードが加工食品の識別子として広く利用されているが、JANコードでは食品表示情報を提供する目的では加工食品を一意に識別することはできない。</li><li>➤ 関係省庁とも連携して加工食品の識別方法を検討していく必要がある。</li></ul>
データ流通に向けた段階的なロードマップの提示	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 食品表示データが流通し、だれもがそのデータに自由にアクセスできる環境が構築されることが望ましいと考えられる一方、現在の状況から一足飛びにそれを実現するのは容易ではない。</li><li>➤ 段階的に理想形を実現していくためのロードマップを示すことが期待される。</li></ul>

# 分科会の進め方

2024年10月



## 第1回分科会

- ・現在のコーデックスでの検討状況
- ・国内、海外の現状と、現時点での課題
- ・検討の進め方

第48回コーデックス食品表示部会 (CCFL48)

## 第2回分科会

- ・コーデックス食品表示部会の結果報告
- ・関連事業者へのヒアリング

一般財団法人流通システム開発センター (GS1 Japan)  
株式会社ジャパン・インフォレックス  
JFEシステムズ株式会社

## 第3回分科会

- ・関連事業者へのヒアリング
- ・来年度に向けた議論の方向性検討

令和7年度

- ・引き続き技術的な課題を議論
- ・具体的な食品表示へのデジタルツールの活用方法、そのためのルールや消費者への情報提供の中身を検討

# 第48回コーデックス食品表示部会 (CCFL48) : 結果概要

食品表示へのデジタルツール活用検討分科会第2回資料1から抜粋

- テクノロジーの使用に関するガイドラインについて、CCFL48（10/27-11/1:ケベックシティ（カナダ））では、ステップ8で第47回総会（CAC47）に諮ることで合意。
- CAC47（11/25-11/30:ジュネーブ（スイス））で承認、ガイドラインとして採択。

番号	仮議題名	
1	議題の採択	
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項	
3	FAO/WHOから提起された関心事項	
4	コーデックス規格案における表示事項の検討(承認)	
5	アレルゲン表示	
5.1	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案—アレルゲン表示に関する条項（ステップ7） ⇒ステップ8へ	8 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案—ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックに関する規定（ステップ4）⇒ステップ2へ
5.2	予防的アレルゲン表示ガイドライン原案（ステップ4） ⇒ステップ5へ	9 アルコール飲料の表示（討議文書）⇒作業開始に至らず
6	e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案（ステップ7） ⇒ステップ8へ	10 緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）⇒作業開始に合意（ステップ1）
7	食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ7） ⇒ステップ8へ	11 ランス脂肪酸（討議文書）⇒議論されず
		12 サステナビリティ表示（討議文書）⇒作業開始に至らず
		13 砂糖の表示-添加糖類の定義（討議文書）⇒作業開始に至らず
		14 CCFLの将来の作業及び方向性（討議文書）
		15 CCFLの作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準
		16 その他の事項
		17 次回会合の開催日と開催地
		18 報告書の採択

# 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン(1/4)

食品表示へのデジタルツール活用検討分科会第2回資料1から抜粋

## 1. 目的

消費者に包装食品に係る情報提供を行うためのテクノロジーの使用について、指針を提供すること

## 2. 適用範囲

このガイドラインは、包装食品上のラベル又は表示を介し、消費者がテクノロジーを使用してアクセスする食品情報に適用される。

## 3. 利用

このガイドラインは、GSLPFその他の包装食品の表示に関連するコーデックス文書と併せて読むべきものである。

## 4. 用語の定義

このガイドラインの目的において

「食品情報」とは、包装食品に関するコーデックス文書の適用を受ける情報を意味する。

「テクノロジー」とは、ウェブサイト、オンラインプラットフォーム、モバイルアプリケーションを含むがこれらに限られない、あらゆる電子的又はデジタルの手法を指す。

## 5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により

消費者に提供されてよいかを決定する上で考慮事項

5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、

- a) 食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性といった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。
- b) 一般の人々（その特定の一部を含む。）は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範、適正かつ容易なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。
- c) 購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的である。  
(続く)

# 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン(2/4)

食品表示へのデジタルツール活用検討分科会第2回資料1から抜粋

## 5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定するまでの考慮事項（続き）

5.2 食品の名称、安全及び栄養に関する食品情報並びに管轄当局が決定するその他の義務的食品情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

5.3 個別の実物の商品と紐付いている食品情報（例：ロット番号、日付表示）は、個別の商品とその情報を紐付けることができなくなるおそれがあるのであれば、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

## 6. ラベル上でアクセスできない食品情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用

6.1 販売の状態やラベル又は表示上の記載の免除のために、消費者が食品表示情報にアクセスできない場合には、当該食品表示情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用が検討されるべきである。

## 7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則

包装食品のラベル又は表示を介してテクノロジーの使用により消費者がアクセスする食品情報については、その食品情報が義務的に求められるものか任意で提供されるものかに関わらず、次の原則に基づかなければならぬ。

7.1 GSLPFのセクション3に規定する一般原則は、テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報に適用される。

7.2 テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、他の言語で表示される場合も含めて、包装食品のラベル又は表示上で提供される情報と矛盾するものであってはならない。

7.3 義務的食品情報がテクノロジーの使用によって提供される場合には、ラベル又は表示上のreferenceは当該情報と直接リンクしなければならず、当該義務的食品情報はまとめて表示され、容易に識別可能で、他の情報と容易に区別できなければならない。（続く）

## 7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則（続き）

7.4 食品情報がテクノロジーの使用により提供される場合には、該当するコーデックス文書に従って示されなければならない。

7.5 セクション5に定めるところにより、義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、その食品情報は少なくとも、流通、保管、小売及び使用の意図された条件下において、その食品が安全で販売、消費又は使用に適する状態を保つ期間にわたり使用可能でなければならない。これは、消費期限（use-by date or expiration date）が表示されている食品の場合、少なくともその日付までの期間を意味する。

7.6 テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、いかなる情報をも提供又は開示する必要なく、容易にアクセスできなければならない。

7.7 包装食品のラベル又は表示が、テクノロジーを使用してアクセスされる食品情報へのreferenceを行うにあたっては、プラットフォーム上に掲示される情報は十分なものであって、その食品情報が当該包装食品に係るものであると消費者が確認できるような方法で掲示されなければならない。

7.8 包装食品のラベル又は表示上のreferenceの目的が消費者にとって自明でない場合には、どのように用いればいいのか、又はその使用によって得られる食品情報の種類に関する説明が伴わなければならない。（例：「原材料についての詳細情報はここをスキヤン」）

## 7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則（続き）

- 7.9 テクノロジーの使用によりアクセスされる食品情報とリンクするラベル又は表示上のreference及び説明文は、GSLPFのセクション8.1.2及び8.1.3に準拠しなければならない。
- 7.10 テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報は、その技術的プラットフォームを用いる通常の状況下において、明確で目立つものであり、かつ読みやすく、また該当する場合には(if applicable)聞きやすいものでなければならない。
- 7.11 テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報の言語は、当該食品が販売される国の消費者に適したものでなければならない。
- 7.12 食品情報が技術を使用して提供される場合には、消費者への情報にアクセスするための料金(a charge to access)なしに提供されなければならない。

# 関連事業者へのヒアリングまとめ

関係団体 (提供サービス)	GS 1 Japan JANコード JANシンボル（バーコード） GS 1 デジタルリンク GS 1 Web Vocabulary	ジャパン・インフォレックス Inforex登録サービス Inforexデータ連携サービス Inforex TREASUREサービス FDB商品情報DBサービス Q-PITSサービス	JFEシステムズ メルクリウスネット原料規格書サービス メルクリウス キューベル メルクリウスクラウド
ヒアリング概要	<p>JANコード (GTIN) の仕組みの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>GS 1 が標準化しているJANコードは、国際的な規格であり、13桁の数字によって製品を一意に識別する。</li> <li>JANコードにメーカー独自の番号やロット番号、シリアル番号を組み合わせ、二次元シンボルに表示することで、さらに粒度の細かい識別もできる。</li> </ul> <p>GS 1 識別コードを起点とする食品表示情報へのアクセスについて (GS 1 デジタルリンク)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本国内でもバーコードをアプリで読み込むことで、医療用医薬品等の添付文書にアクセスできるサービスが既に利用されており、食品表示にも利用可能ではないか。</li> </ul> <p>GS 1 Web Vocabularyを使用した食品表示情報提供の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示情報のデジタル化にあたり、データを機械可読にすれば利便性が向上する。</li> </ul>	<p>食品卸業者向け商品情報データベースの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メーカーから登録のあった商品情報や画像情報をデータベース化し、卸業者を中心としたユーザーに提供している。</li> <li>商品の基本情報を登録しているメーカーが7,500社、品質情報も登録しているメーカーは250社である。</li> </ul> <p>品質系情報標準化のこれまでの動きと品質情報に特化したサービス (Q-PITS) の説明について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業界において、品質系情報の標準を作るための会議体 (PITS) が発足し、標準項目と標準フォームを策定した。それに伴い、品質系情報に特化したサービスであるQ-PITSを構築したが、普及は十分ではない状況。</li> </ul> <p>PITS標準項目の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PITS標準項目（第3版）とは、品質系情報の統一を目指して選定した標準項目（100項目）を指し、PITS標準フォーム（第3版）とは、その内容を出力する標準フォーマットのことを指す。</li> </ul>	<p>食品メーカー向け商品データベースの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品メーカーに、原料、包材、商品、配合、問合せ、検査等様々な情報を一括管理するメルクリウスというシステムを提供している。</li> <li>原料データベースにデータを登録しているメーカーは約7,800社、システムの利用食品メーカーは約330社、導入企業には大手が多いが、価格を抑えた簡易版のクラウドサービスもあり、そちらは中小企業も利用している。</li> <li>各社独自の商品コード、JANコード、パッケージ情報、アレルギー表示等の食品表示情報を商品単位で管理し、得意先の書式に合わせて提出できるようになっている。</li> <li>FDB等の他のシステムとも連携しており、商品情報をデータで提供可能。</li> </ul> <p>商品情報として管理している項目の説明と問題提起</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商品規格書の書式が多種多様であること、食品法規の改正が多いことにより、メーカーに大きな負担がかかっている。</li> </ul>
今後へ向けての意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報を見つけていく仕組みや、情報を見つけた先でどのように表記されるかについて統一することができれば、情報を読みに行く先が様々であっても、食品表示に必要な情報の提供は可能と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、250社の鮮度の高い品質100項目の情報を保有している。</li> <li>今後、デジタルツールに活用される項目の定義が明確になってくれば、データ連携可否の検討が出来ると考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、食品表示に必要なデータは、商品データベースに格納されている。</li> <li>そのため、デジタルツール活用の対象となる項目及びそのフォーマットが定められれば、既存のシステムを活用した情報提供が可能と考える。</li> <li>食品メーカーの負担を軽減するために、消費者利用に限らず、製造・配送・販売の各段階での活用の普及が望ましいと考える。</li> </ul>